

用語の解説

項 目	内 容
森林計画	<p>森林法（昭和26年6月26日法律第249号）、最終改正平成30年6月1日法律第35号）に基づき森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展に資することを目的として、森林の造成、伐採、林道、保安林の整備及び森林施業の合理化等の必要事項を定めた計画である。</p> <p>森林計画には、農林水産大臣が全国の森林についてたてる全国森林計画、都道府県知事が民有林についてたてる地域森林計画、森林管理局長が国有林についてたてる国有林の地域別の森林計画等がある。</p>
市町村森林整備計画 （箱根町森林計画）	<p>市町村森林整備計画は、森林法第10条の5項により地域森林計画の対象となっている民有林につき計画をたてることが位置づけられている。</p> <p>なお、市町村森林整備計画は、地域森林計画に適合した内容で、伐採から森林の整備・森林の保護等に関する事項や森林の公益的機能等に関する事項が網羅されている。</p>
森林計画区	<p>農林水産大臣が、都道府県知事の意見を聞き、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けて定められている。</p> <p>神奈川県は、「神奈川森林計画区」のみである。</p>
森林	<p>森林法第2条により、森林の定義が示されている。この法律によると森林とは主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除くとされている。</p> <p>ア 立木が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹 イ アの土地の外、立木の集団的な生育に供される土地</p>
地域森林計画対象森林	<p>森林法第5条により、地域森林計画の対象とする森林をいう。</p>
森林計画図	<p>地域森林計画の対象とする森林の区域や林班等を明示した図面で、縮尺5千分の1で作成する。</p>
制限林	<p>原則として、法令により立木竹の伐採が制限されている森林。</p>
普通林	<p>制限林以外の森林をいう。</p>
国有林	<p>森林法第2条第3項により規定される国が所有・保有する森林をいう。</p>
民有林	<p>国有林以外の森林をいう。公有林と私有林に区分される。</p>
公有林	<p>次の森林をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県有林：県が所有・保有する森林 2 市町村有林：市町村及び市町村が組織する組合（地方自治法第284条）が所有・保有する森林 3 財産区有林：財産区（地方自治法第294条）が所有・保有する森林
私有林	<p>民有林のうち、公有林以外の森林をいう。</p>
保有	<p>森林の保有とはその森林を独自で使用収益する権利を有している状態をいう。分収林では造林者を保有者とし、地元共有林などの権利者に割地しているときは、権利者をそれぞれ保有者とする。</p>

項 目	内 容
存町者・不在町者	森林所有者は、存町者と不在町者に分けられる。存町者とは、森林所有者が森林を所在する市区町村に居住しているか、又は事業所を置いている場合をいう。不在町者は存町者以外の者をいう。
林種	森林を成立状態により区分したものであり、林地を立木地、無立木地に分け、立木地は人工林、天然林に、無立木地は伐採跡地、未立木地などに区分する。
立木地	人工林と天然林をいう。
人工林	人工造林によって造成された森林をいう。
天然林	主として天然の力によって発芽し成立した森林をいう。天然林の手入れ及び補足的な植栽等、一部に人為を加えたものも含まれる。
天然生林	災害や伐採などにより消失した後、ほとんど人の手が加わらずに自然に再生した森林。
自然林	本来、自然に成立した森林、人の手の加わっていない森林の意であるが、ここでは、天然林の中でも極相に近い状態の自然度の高い森林の意味で用いる。
竹林	竹の純林だけを竹林とし、植林中に混生している場合は立木地に含める。
伐採跡地	伐採後の経過期間が2年以内で、まだ更新していない土地をいう。
未立木地	樹木が生育しているも、樹冠投影面積が土地面積の30%未満の土地をいう。ただし、林内放牧などに利用されているもの及び採草地、採土地、採石地、災害跡地、崩壊跡地、岩石地は含める。（伐採跡地は除く）
更新困難地	湿地、風衝地、崩壊地などにより立木竹の更新が著しく困難な地をいう。
林相	森林を構成する姿をいい、一般には針葉樹林、広葉樹林、針・広混交林に区分する。
林分（ポリゴン）	林種・林相がほぼ一様で、森林の取扱単位となる樹木の集団及びそれが生えている林地を合わせたもの。 神奈川県森林計画では、林分をさらに法規制ごとに区分して森林の最小単位としており、ポリゴンと呼んでいる。
森林率	行政区域面積に対する森林面積の割合をいい、 $\text{森林面積} \div \text{行政区域面積} \times 100$ で算出する。
人工林率	森林面積に対する人工林面積の割合をいい、 $\text{人工林面積} \div \text{森林面積} \times 100$ で算出する。
材積	木材や樹木の体積をいう。
公益的機能別施業森林	森林の有する機能のうち、公益的機能（水源涵養機能、山地災害防止機能、土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能）の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域をいう。

項 目	内 容
単層林・単層林施業	<p>単層林とは、樹木の枝葉の空間である樹冠が連なった林冠が一つの層の森林をいう。</p> <p>単層林施業とは、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人工造林により森林を造成する施業をいう。</p>
巨木林・巨木林施業	<p>巨木林とは、一般に大きな樹木（巨木）からなる森林のことであるが、「巨木」にははっきりした定義がある訳ではない。昭和63年に環境省が全国の巨樹・巨木調査を行った採の基準「地上130cmの位置で幹周りが300cm以上」が広く知られている。</p> <p>なお、本計画において巨木林施業とは、下層植生の豊富な樹齢100年以上の針葉樹林を目指す施業をいう。</p>
複層林・複層林施業	<p>複層林とは、人工造林により造成され、林齢、樹高の異なる樹木により構成された森林をいう。</p> <p>複層林施業とは、原則として人工造林により造成した森林において、森林の構成する林木を部分的に伐採し、人工造林により複数の樹冠層を有する森林を造成する施業をいう。なお、一般的には、針葉樹と広葉樹の複層林もあるが、本計画においては、複数の針葉樹の樹冠を有する複層林を目指した施業のみを複層林施業と呼ぶこととする。</p>
混交林・混交林施業	<p>混交林とは、性質の異なった2種類以上の樹種（針葉樹と広葉樹など）が混じって生育している森林をいう。ただし、下木の類は混交の種類として考えていない。</p> <p>本計画における混交林施業とは、単層林として造成した針葉樹林に広葉樹を導入し、針葉樹と広葉樹が主林木として混成する森林を目指す施業をいう。</p>
広葉樹林施業	<p>本計画における広葉樹林施業とは、手入れ不足その他の原因により荒廃している広葉樹林を、下層植生保護、土壌保全、受光伐、補助的な植栽等により、構成樹種が多様で階層構造が発達した活力ある広葉樹林とすることを旨とする施業をいう。</p>
長伐期施業	<p>通常の単層林施業（短伐期施業）が、標準伐期齢程度で伐採・収穫を行うのに対し、大径木生産を目的として、通常の伐期齢より高齢級を伐期とする施業のひとつで、本計画においては、標準伐期齢のおおむね2倍に当たる林齢以上の時期に主伐を行うこととしている。</p>
林齢	<p>林齢を一定幅にくくったものをいう。</p> <p>5ヶ年をひとくりにし、林齢1年生から5年生をI齢級というように表示する。（通常、林齢にはローマ数字を用いる）</p>
標準伐期齢	<p>平均成長量（材積÷林齢）が最大となる林齢を基準として、既往の平均伐採齢を勘案して定めた年齢をいう。</p>
利用伐期齢	<p>森林生産力が阻害されないことを旨として、主要樹種についても、連年生長量が最大となる年齢を基準とし、原則として5の倍数をもって定めた年齢をいう。</p>
更新	<p>伐期に達した成熟林分などを伐採、あるいは生産性の高い人工林に切り替えるために、林分を伐採して後継林分を仕立てることをいう。更新には人工造林と天然更新とがある。</p>

項 目	内 容
人工造林	<p>伐期に達した成熟林分や被害林分などを伐採し、跡地に植栽または種子を播き付けて林分を仕立てることをいう。</p> <p>植栽に当たっては、苗畑で育成した苗木を植栽する方法や挿し木等による方法がある。また、植栽前には地拵作業が必要になる。</p>
天然更新	<p>主として天然の力により次の世代の樹木を発生させて林分を仕立てることをいい、萌芽更新、天然下種更新及び竹林の地下茎更新がある。</p>
萌芽更新	<p>樹木の大部分又は一部分を伐採利用し、残りの根株部分から発芽（萌芽）させ、育てることによって林分を仕立てることをいう。</p>
天然下種更新	<p>一部の母樹を残し、自然に散布した種子が林地に発芽し林分が形成されることをいい、発芽を促進するため、地表のかき起し、雑草の刈り払い、有用樹種の補植など適当な補助作業を行うことがある。</p>
母樹	<p>優良な形質をもった種子などを採集の対象となる樹木をいい、林業種苗法（昭和45年5月22日法律）に樹種や取扱いなどが定められている。</p>
育林	<p>地拵え、植林、下刈り、つる切り、枝打、除伐、間伐等の人工林の手入れ作業の他、天然林の手入れ作業及び林地の施肥、病虫害防除作業、防火線設置作業等をいう。</p>
造林	<p>人工造林又は天然更新によって林分を仕立てることをいう。</p>
拡大造林	<p>天然林を伐採した跡地、無立木地、森林以外の土地等に人工造林を行うことをいう。</p>
再造林	<p>人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うことをいう。</p>
地拵え	<p>人工造林の準備作業であり、造林地にある雑草木を刈り払い、伐採木の枝条などを取り除いて苗木の植え付け等に適するように整理する作業をいう。</p>
補植	<p>植栽苗木が枯損した場合、枯損した苗木箇所を補填する植栽作業をいう。</p>
間伐	<p>主として優良木の成長を阻害する樹木等を間引きも生産目的に合った木材を生産するため、樹木の密度を調整することをいう。</p>
抜き伐り	<p>下層木の更新、生育のために上層木を伐採することで、伐採木に占有されている空間が次世代の立木の生育に供されることが間伐との違いである。</p> <p>なお、抜き伐りは、施業区分としては主伐に位置づけられる。</p>
利用間伐	<p>利用伐期齢に達した林齢以降、主伐を行うまでの間伐をいう。</p>
収量比数	<p>一般的には、間伐の実施の要否の判断基準として用いられ、 $\text{（森林の立木の単位当たりの材積）} \div \text{（樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大材積）}$ で算出される。</p>

項 目	内 容
下刈	造林木の成長を妨げる雑草木を刈り払う作業をいう。
枝打	節のない優良木をつくるために、計画的に一部の下枝を切り取る作業をいう。
幼齡林	利用伐期齡級未滿の林齡の森林。
除伐	植樹木と天然木等が競合を始めたときに行う作業で、育林の対象となる樹木の生育の妨げになる他の樹木を切り払う作業をいう。
主伐	利用できる時期に達した立木を伐採収穫することをいう。 間伐と異なり次の世代の樹木の育成を伴う伐採及び林木育成以外の用途に供するために行う伐採をいう。
皆伐	主伐のうち、択伐以外のものをいう。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法をいう。
林道	森林の内外を通して、除間伐、枝打などの森林作業や立木の伐採・搬出などを行うために必要な交通を目的とし作られた道をいう。
林道開設	林道を新たに作ることをいい「新設」ともいう。
林道改築	既にある林道の幅員を3mから4mにするなど、林道を路線単位で規格構造を向上させることをいう。
林道改良	既にある林道の局部的構造を質的に向上させることをいう。
林道密度	森林の単位面積当たりの林道延長をいい、 $\text{林道延長} \div \text{地域森林計画対象森林面積}$ で算出する。
林家	林業経営体のうち所有山林又は、保有山林が0.1ha以上の世帯をいう。 世帯員のうち、何人かの名義に分かれていても、世帯にまとめて0.1ha以上あれば林家となる。
林業経営体	主として所有森林を対象に林業経営を行う林家等をいう。
林業事業体	主として施業等の受託または請負により林業経営を行う森林組合、素材生産業者、森林整備業者をいう。
高性能林業機械	従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業効率や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械をいう。 箱根町管内で使用されている高性能林業機械は集材作業を行うグラップルローダと運材積込みを行うフォワーダが主流となっている。
かながわ森林・林材業活性化協議会	県産材のより一層の需要拡大、安定供給、加工流通体制の整備等を推進し、森林・林材業の活性化と森林の公益的機能の向上を目的として、神奈川県森林組合連合会、神奈川県木材共同組合連合会など川上から川下までの18団体が会員となって活動している。

項 目	内 容
県産木材認証生産者	<p>かながわ県産木材認証制度（かながわ森林・林材業活性化協議会が実施）に基づき神奈川県産木材の生産者認証を受けている者。</p>
プレカット	<p>建築部材を工場であらかじめ刻み加工を施すこと。</p>
集製材	<p>ラミナ（集製材を構成する板材）を繊維方向に互いに平行にして、長さ、幅、厚みの各方向に接着した製品をいう。</p>
保安林	<p>森林法第25条又は第25条の2に基づき、水源かん養、土砂の流出その他の災害の防備、レクリエーションの場の提供など、特定の公共目的を達成するために指定された森林をいい、指定目的により17種類に分類される。</p>
治山事業	<p>この計画において「治山事業」とは、県が施行する次に掲げる事業をいう。</p> <p>ア 森林法第41条に規定する保安施設事業 （ア）保安施設区域において、その指定の有効期間内に行う保安施設事業及びその期間満了後10年以内に行う保安施設事業。 （イ）森林法第25条第1項第1号から第7号に掲げる目的を達成するために指定された保安林区域において行われる、民有林補助治山事業、治山事業（県単独事業）、水源林整備事業及び水源林土壌保全対策事業。</p> <p>イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第1項第2号に規定する地すべり地域に関して同法第3条の規定によって指定された地すべり防止区域における地すべり防止工事に関する事業。</p>
林地開発	<p>森林法第10条の2項に基づき、保安林並びに保安施設地区及び海岸保全区域を除く地域森林計画対象民有林で、土地の形質を変更する行為が1haを超える開発行為をいい、知事の許可を必要とする。</p>
地上散布 （マツクイムシ）	<p>マツノマダラカミキリの発生時期に、地上から動力噴霧器などを用いて枝葉に殺虫剤を散布し殺虫する方法をいう。 樹高が高いマツは、梢端にスプリンクラーを設置して殺虫剤を散布する。</p>
樹幹注入 （マツクイムシ）	<p>殺線虫剤を樹幹に注入して、木全体に拡散させ、マツノマダラカミキリがその枝を後食してマツノザイセンチュウが侵入したとしても、枝まで浸透した薬剤によって殺す方法をいう。</p>
伐倒駆除 （マツクイムシ）	<p>マツノマダラカミキリの幼虫が樹皮下に生息している期間、成虫の羽化脱出までの間に、枯死木を伐採して、玉切りした幹や枝を集積し殺虫剤を散布して幼虫を殺す方法。</p>
特別伐倒駆除 （マツクイムシ）	<p>マツノマダラカミキリの幼虫が樹幹内に生息している期間、成虫の羽化脱出までの間に、枯死木を伐倒して、玉切りした幹や枝を焼却又は破碎し幼虫を殺す方法。</p>
伐倒くん蒸 （ナラ枯れ）	<p>カシノナガキクイムシによる被害木を伐倒して、樹幹内に侵入した幼虫やナラ菌を殺虫、殺菌する目的で玉切った幹や枝条をシートで覆って薬剤でくん蒸する方法。</p>
立木くん蒸 （ナラ枯れ）	<p>カシノナガキクイムシによる被害木を伐倒せずに立木のままくん蒸剤を注入する方法。</p>

項 目	内 容
カシノナガキクイムシ	<p>コウチュウ目・ナガキクイムシ科の昆虫で、広葉樹に被害を与える害虫で、成虫の体長は5 mm程度の円筒状である。大径木の内部に侵入して棲息し穿孔された樹木は急速に衰える。</p>
森林作業道	<p>森林整備や木材の搬出など森林施業のために継続的に利用する道であり、主として林業機械が走行する道。</p>
集材路	<p>立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設。</p>